

養和会指定訪問介護・介護予防訪問介護・日常生活総合事業

重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

令和7年4月1日作成

事業者（法人）の名称	社会福祉法人養和会
法人所在地	〒100-1401 東京都八丈島八丈町大賀郷7670-1
代表者（職名・氏名）	理事長 奥山 清
電話・FAX 番号	04996-2-0770

2. 事業所の概要

事業所名	養和会指定訪問介護事業所	
事業所の所在地	〒100-1401 東京都八丈島八丈町大賀郷7670-1	
管理者名	三浦 章（施設長・サービス提供責任者兼務）	
電話・FAX 番号	04996-9-5111 ・ 04996-2-5051（FAX）	
指定年月日・事業所番号	令和元年10月1日指定	東京都1370300632
サービス対象地域	八丈町全域	

3. 運営の方針

事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。事業の実施に当たっては、八丈町関係機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとなります。

4. 提供するサービスの内容

1 身体介護

- ①排泄・食事介助 ②清拭・入浴、身体整容 ③体位変換、移動・移乗介助、外出介助  
④起床及び就寝介助 ⑤服薬介助 ⑥自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助

2 生活援助

- ①掃除 ②洗濯 ③ベッドメイク ④衣類整理・被服の補修 ⑤一般的な調理、配下膳  
⑥買い物・薬の受け取り

3 身体介護と生活援助の混合型

5. 営業日時

- 1 営業日 年中無休
- 2 営業時間及びサービス提供時間 午前7時から午後10時まで

## 6. 事業所の従業員の体制 (令和7年4月1日現在)

- 1 管理者 特養施設長 1名
- 2 サービス提供責任者 1名以上
- 3 訪問介護員 5名以上

## 7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

### (1) 訪問介護の利用料

【訪問介護費】基本利用料は特定事業所加算(Ⅱ) 10%を乗じた額を記載しています。

区分	所要時間	単位数	訪問介護費(1回あたり)			
			基本利用単位数(特定事業所加算Ⅱを含む単位数を表示)	利用者負担金 (自己負担1割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担2割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担3割の場合) ※(注2)参照
身体介護	20分未満	163	179	179円	358円	537円
	20分以上30分未満	244	268	268円	536円	804円
	30分以上1時間未満	387	426	426円	852円	1278円
	1時間以上1時間半未満 (30分を増すごとに+82円加算)	567	624	624円	1,248円	1,872円
生活援助	20分以上45分未満	179	197	197円	394円	591円
	45分以上	220	242	242円	484円	726円

20分以上の身体介護に引き続き生活援助を行った場合

(所要時間 20 分から起算して 25 分を増すごとに 6.5 単位を加算する)。

### 【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

特定事業所加算 (I) は上記基本利用料・利用者負担金に含まれた金額を表示しています。

加算等の種類	加算・減算額 (1回あたり)				
	単位数	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (自己負担1割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担2割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担3割の場合) ※(注2)参照
早朝・夜間	所定単位数の25%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
特定事業所加算II	所定単位数の10%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
特別地域訪問介護加算	所定単位数の15%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
緊急時訪問介護加算 (1回につき)	100	1,000円	100円	200円	300円
初回加算 (1月につき)	200	2,000円	200円	400円	600円
介護職員等処遇改善加算 I	サービス費+各加算の 所定単位数の24.5%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

### (2) 介護予防訪問介護・日常生活総合事業の利用料

区分	所要時間	介護予防訪問介護・日常生活総合事業費 (1月あたり)				
		単位数	基本利用料	利用者負担金 自己負担1割の場合	利用者負担金 自己負担2割の場合	利用者負担金 自己負担3割の場合
基本部分	事業対象者	1,176	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
	要支援1・2	1,176	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
	要支援1・2 週2回程度	2,349	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
	週2回以上	3,727	3,727円	3,727円	7,454円	11,181円

## 【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

特定事業所加算（Ⅱ）は上記、要支援の利用料金には含まれません。

加算等の種類	加算・減算額（1回あたり）			
	単位数	利用者負担金 (自己負担1割の場合) ※（注2）参照	利用者負担金 (自己負担2割の場合) ※（注2）参照	利用者負担金 (自己負担3割の場合) ※（注2）参照
特別地域訪問介護加算	所定単位数の15%を増額	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
初回加算	200単位を増額	200円	400円	600円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	サービス費+各加算の 所定単位数の24.5%増額	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

（注1）上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が地域区分のその他のため、1単位の単価に10円を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

（注2）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

### （3）キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定時間前までに事業所に申し出てください。利用予定時間前までに連絡がなく、訪問介護員が訪問したのちにキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用予定時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用予定時間までにご連絡がなかった場合	1回あたり1,300円

#### **(4) 支払い方法**

毎月、20日までに前月分の利用料の請求をいたしますので、サービス利用翌月の末日までにお支払ください。お支払方法は、銀行・郵便局の指定口座からの引き落とし、銀行振り込み、現金払いの中からご契約の際に選択できます。

#### **8. サービスの利用に当たっての留意事項**

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- ・サービス提供に当たって、訪問介護員等は次のことをお受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。
  - ① 医療行為及び医療補助行為
  - ② 利用者の家族に対するサービス提供
  - ③ 利用者及びその家族からの金銭又は物品の授受

#### **9. 秘密保持及び個人情報の保護**

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者又は家族の個人情報については予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において個人情報を用いません。

#### **10. 緊急時における対応方法**

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

##### **11. 虐待防止の為の措置**

事業者は、契約者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の設置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する担当者の設置及び委員会の開催
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 研修の実施
- (4) 従事者に対する委員会結果の周知

##### **12. 感染症対策の強化**

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を

活用して行うことができるものとする)を定期的を開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図ること

- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること
- (3) 従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること

### 1 3. 事業継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること
- (2) 事業継続計画の見直しを定期的に行い必要に応じて事業継続計画の変更を行うこと

### 1 4. 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

### 1 5. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

第三者評価とは、介護保険法に基づき、第三者機関に評価を依頼し事業者が運営する施設の質を客観的に評価する仕組みである。サービスの質の向上及び利用者に対する情報提供を行うとともに、公表することにより利用者本位の福祉の実現を目指します。

#### 第三者による評価の実施状況

- (1) 実施の有無  無 (三年に一回実施)
- (2) 実施年月日(直近実施日) 令和 年 月 日
- (3) 実施した評価機関 有限会社 TCP
- (4) 評価結果の開示状況  
「介護サービス情報公表システム」において情報を公表  
西館エントランスに掲示及び結果を郵送にて周知

#### 利用者アンケート・利用者等の意見等を把握する体制の状況

- (1) 実施の有無  無 (毎年実施) 意見箱の設置 有
- (2) 実施年月日(直近実施日) 令和 年 月 日
- (3) 実施した評価機関 有限会社 TCP
- (4) 評価結果の開示状況  
西館エントランスに掲示及び結果を郵送にて周知

## 16. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束等を行わず、利用者の尊厳を守ります。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録するものとする。

## 17. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

### (1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号	04996-9-5111
	受付時間	月曜日から金曜日 8時30分から5時30分
	担当者名	沖山みゆき・上ノ山千春・三浦章（サービス提供責任者）

### (2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	社会福祉法人養和会 第三者委員会 笹本 長利（たけとし）氏	電話 090-4747-7270
	社会福祉法人養和会 第三者委員会 佐々木 百子（ももこ）氏	電話 090-4382-2306
	八丈町町福祉健康課・高齢福祉係	電話 04996-2-5570
	東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部 相談指導課 相談窓口担当	電話 03-6238-0177

## 18. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

### (1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

### (2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知します。

### (3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が自立となった場合
- ・利用者が死亡した場合

#### (4) その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が、倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ・利用者の利用料等の支払いが3ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。